

■ 修士論文要旨

中日会社法の比較

—コーポレートガバナンスを中心として—

Comparison of China-Japan company law

Focus on corporate governance

神奈川大学大学院 経営学研究科

国際経営専攻 博士前期課程

李 婷

LI, Ting

■ キーワード

中日会社法、コーポレートガバナンス、株主(総会)、取締役(会)、監査役(会)、管理組織

要旨

①本研究の背景、目的

日本は柔軟性の高いコーポレートガバナンスのシステムを持っている。第二次世界大戦後、高成長の時代から長期間の停滞を経て現在に至るまで、日本の会社の機関は、時代と共に変化してきた。日本の会社法では多くの改革を行い、様々な制度を導入した。会社の機関に関して、日本の会社法の改正は、特に2005年改革されて以降、企業に更に多くの選択肢を提供して、幅の広い機関設計ができるようになった。

一方、中国の会社法は最新の改正後でも、依然多くの監督管理に関する規定と禁止規定がある。中国での会社の管理と運営の方法は「極端な監視」である。中国証券監督管理委員会は中国の上場企業の「本部」の役割を果たす。多くの事は中国証券監督管理委員会の許可がなければできない。また、中国の国有資産の管理部門が法規、規則を会

社が守っているかを監視・管理すると同時に、株主が会社の管理に介入してくる。その他のいくつかの政府の部門も会社の管理に介入する。各種の過度な監視・管理の下で、中国の会社には自主的な管理の改革の余地がほとんどない。

事実上、世界で共通のコーポレートガバナンスのシステムを作ることは難しい。各種の機関は経済の発展の中で必要性が生じて作られ、変わってきた。各国のコーポレートガバナンスはそれぞれの特徴がある。その時期のその国の会社に合わせた制度がとられている。どのようにコーポレートガバナンスのシステムを改善するかは、株主、取締役および監査役との関係を調整し、お互いに牽制できる関係を築くことだと私は考える。コーポレートガバナンスにおける「牽制」と「均衡」の良い関係は、会社の株式の分散構造から生まれる。会社の株式が分散していないと、大株主が大きな権限を一手に把握し、会社の経営陣をコントロールして、少数株主の権利と利益を損なう状況が出現してしまう。株式が分散していれば、

株主による企業の経営者の監督が可能になり、経営者は正常な軌道から逸脱できない。

本論では、有効なコーポレートガバナンスについて考察する。株主総会、取締役会と代表取締役、監査役会の合理的な責任の範囲について考察を行う。また、具体的な実務の中で出現する権限の重複による対立の問題を処理できるように、コーポレート・ガバナンスの改革方法を考える。「日本の成熟した会社法制度に関する理論研究を通して、如何に市場経済移行後に現れた中国の会社法の問題を解決すべきか」を目的に研究を行う。

中国の会社法は日本の会社法を参考したと思われる。会社法の本文を通して、両国の新しい改正会社法の比較を行った後に、中国の会社法の中に依然として存在する問題点を探し出して、自分の見方を詳しく述べる。

②本研究の構成

本論文は、はじめに、本章と結論で構成する。本章は四章から構成されている。

第1章では、第1節で、中国会社法の改正の国内と国際、両方面の背景について、説明する。中国は、1983年に会社法が成立した。当時は、国有会社だけであった。1993年に改正して、国有企業の制度を改める問題を考慮した。2005年、大きく変更して、投資の問題を考慮した。上世紀末、会社法の研究は国際的な範囲で活発な研究が行なわれた。90年代以降、世界の各国は次から次へと『会社法』を改正した。2002年も米国の『会社法』に対して一部と全面的な改正を行った。日本会社の立法の改正はもっと頻繁で、90年代ごく短い10年間で、1990年、1993年、1994年、1997年、1998年、1999年、2000年と7回改正した。第2節で、旧『会社法』の問題点について、まず論述する。経済の発展につれて、旧『会社法』の問題点はだんだん出てきた。総体的に7つ側面の問題点について述べる。コーポレートガバナンスについて、具体的に3つ点での問題点について述べる（主に上場会社について説明する）。

第1は、大株主は会社を統制することに過度で

ある。すなわち、株式の構造が不合理である。

第2は、董事会（取締役会）の独立性の不足である。監督会（監査役会）は形式的で、総経理と董事長の権力は集中し過ぎている。

第3は、高級管理人（経営者や上級管理職）の利益、権力と責任の分配と調整は不合理である。

それに対して、中国では以上それぞれの問題点に対して、『会社法』を改訂した。第3節で新『会社法』の改正について述べる。さらに、7方向の総体的改訂規定と6方向のコーポレートガバナンスの改訂を説明する。そして、新会社法と旧会社法の比較を図表で説明する。

第2章では、日本会社法の改正について考察する。第1節は、改正の背景と、発展の歴史について述べる。日本会社法は1898年に『ドイツ商法典』を参考にし、その後1950年にアメリカ会社法の制度を参考にして制定された。2005年に新しい会社法典となった。第2節は、改正の原因について説明する。80年代、バブル経済の原因で、多くの大手金融機関を倒産した。そして、2000年以降、敵対的企業買収の動きが活発化した。それに対して、制度などの変更が必要であって、それを実行する場合には、予想される混乱に対して十分な対策を取っておく必要がある。第3節は、新『会社法』の改正について考察する。改正した会社法は以前より自由化、素化された。旧『商法』の会社の法規と比較して、新会社法は会社の形態で、3つの方向で大きく変化した。①新会社法で有限会社は廃止された。②最低資本金制度は廃止された。③合同会社を増設した。コーポレートガバナンスの方面でも大きい融通性があり、大きい選択の余地があるようにできている。6つの視点で説明する。

第3章では、日本と中国の会社のコーポレートガバナンスの実態、実例について考察する。第3章においては、日本と中国の新会社法が最新に改革された部分に関して、両国の企業統治構造を区別して、その類型、管理の体系との関係について明らかにする。トヨタ自動車株式会社、ソニー株式会社、青島ビール、上海宝钢企業集团公司の4つの実例を比較して、中国の上場企業の実例につ

いて、また、存在している問題点とその実情を説明する。そして、日本の上場企業の実例について、日本企業は新会社法によって改革した状況を明らかにし、日中の比較を試みる。

最後に、「結論」の部分では、日本と中国の新会社法に関する比較を行うことによって、前3章の内容を総括して、コーポレートガバナンスの部分を中心として、両国の『会社法』を比較して、その相違点と共通点、および自分で考えた中国の新『会社法』にまた存在している問題点を説明し、自分の意見を述べる。総括的に比較すると、6つの点がある。①会社法で会社の種類の比較。②コーポレートガバナンスの構造の比較：日本は取締役会中心である。中国は株主会中心である。③株主の監督の権力に関する制度の比較。④取締役会に関する制度の比較。⑤監査役に関する制度の比較。⑥株主の権利の構造の比較。

そして、中国会社法の問題点に関して、5つの視点で説明する。①株主の問題点：第二次世界戦争の後で日本の民主的な改革、経営者の地位が強固になった。株を持ってない人でも、取締役として選任できる。中国では、公有制が指導思想である。新会社法で、会社の経営方針と投資計画は株主会（株主総会）に任せる。そのため中国は株主会中心が問題である。②機関が重なりあう（重複）

：日本では大会社は取締役会の中で三委員会を設置して、半数以上は社外の独立懂事（取締役）である。委員会設置会社は監査役会を設置できない。独立取締役と監査役が並列できない。一方、中国では、新会社法の123条で簡単に規定し、厳しい条項の規定はない。これは上場会社で独立懂事と監査役を並列できることを意味している。それで、2機関の機能は互いに重なり合って、それによって監督のコストが増加して、監督の機能が低下する。③有効な監督の問題点（監事会）：第4章の4条で、中国会社法で規定した条項は監事（監査役）は会社の株主と従業員代表から選任して、社外取締役などの比率は規定していない。監督の有効性が足りないという問題がある。日本の会社法では、会社の規程でも、監査役は会社の株主でなければならないと定めてはならないと規定された。この規定は合理的だと思う。④独立懂事の問題点：中国の会社法は上場会社だけ規定されており、他の会社は明確な規定はない。独立懂事（取締役）の指名、招聘、権利などは、主に大株主と経営者によって決められる。そのため、独立性がない。⑤株主の権利の構造の問題点：中国の株主の権利の構造は、株主の権利が集中しているという特徴がある。会社の株主の権利は国有株が多く、総株式の大部分を占めている国有株が非流通である。